

レコードの無断複製に対するレコード製作者の 保護に関する条約（仮訳）

1971年10月29日 パリで作成
1973年4月18日 効力発生
（注）各条項の下の〔 〕および見出しは、
便宜上付したものである。

締約国は、

レコードの無断複製が広く流布しかつますます増加していること並びにそれが著作者、実演家及びレコード製作者の利益に損害を与えていることを懸念し、

レコード製作者をこのような行為から保護することは、レコードに実演が録音されている実演家及びレコードに著作物が録音されている著作者の利益ともなるものと確信し、

国際連合教育科学文化機関及び世界知的所有権機関がこの分野において行なった作業の価値を認め、

すでに、実施されている国際協定をなんら害しないこと、並びに、特に実演家、放送事業者及びレコード製作者に保護を与えている1961年10月26日のローマ条約の一層広い受諾をなんら害しないことを希望して、次のとおり協定した。

第1条〔定義〕

この条約の適用上、

- (a) 「レコード」とは、実演の音又はその他の音のもっぱら聴覚的な固定物をいう。
- (b) 「レコード製作者」とは、実演の音又はその他の音を最初に固定した人又は法人をいう。
- (c) 「複製物」とは、レコードから直接的又は間接的にとった音を収録した物品であって、そのレコードに固定された音の全部又は実質的部分を収録しているものをいう。
- (d) 「公衆への頒布」とは、レコードの複製物を直接的又は間接的に一般公衆又はその一部に提供する行為をいう。

第2条〔保護の原則〕

各締約国は、他の締約国の国民であるレコード製作者を、そのレコード製作者の同意を得ない複製物の作成並びに当該複製物の輸入及び頒布から保護するものとする。ただし、このような作成又は輸入は、公衆への頒布を目的とするものに限り、また、頒布は、公衆を対象とするものに限る。

第3条〔保護の手段〕

この条約を実施する手段は、各締約国の国内法の定めるところによる。この手段は、著作権その他の特定の権利の付与による保護、不正競争に関する法律による保護及び刑事制裁による

保護のうちの1又は2以上の保護手段を含むものとする。

第4条〔保護期間〕

与えられる保護の期間は、各締約国の国内法の定めるところによる。もっとも、国内法が特定の保護期間を規定するときは、その期間は、レコードに収録されている音が最初に固定された年又はレコードが最初に発行された年の終りから起算して20年より短くてはならない。

第5条〔保護の方式〕

締約国は、その国内法により、レコード製作者を保護する条件として方式の履行を要求するときは、公衆に頒布されたレコードのすべての許諾を得た複製物又はその容器包装にPの記号が最初の発行の年とともに表示されている限り、この要求が満たされたものと認めなければならない。ただし、その記号及び発行の年は、保護が留保されていることを表示するのに適当な方法で掲げなければならない。また、その複製物又は容器包装においてレコード製作者、その権利承継人又はその排他的許諾を得た者が確認されない（名称、商標又はその他の専用呼称によって）ときは、その表示には、レコード製作者、その権利承継人又はその排他的許諾を得た者の名称も含まなければならない。

第6条〔保護の制限〕

著作権その他の特定の権利による保護又は刑事制裁による保護を与える締約国は、国内法により、レコード製作者の保護に関し、文学的及び美術的著作物の作者の保護に関して認められる制限と同種の制限を規定することができる。もっとも、強制許諾は、次に掲げるすべての条件が満たされない限り、認めることができない。

- (a) 複製が、もっぱら教授又は学術研究に使用することを目的として行なわれること。
- (b) 強制許諾が、その強制許諾を与えた権限ある当局が属する締約国内において行なわれる複製についてのみ有効であり、かつ、複製物の輸出には及ばないこと。
- (c) 強制許諾に基づいて行なわれる複製が、前記の権限ある当局が複製物の作成部数を特に考慮して定める公正な補償金の請求権を伴うこと。

第7条〔実演家の保護、不遡及等〕

- (1) この条約は、いずれの場合も、いずれかの国内法又は国際協定により著作者、実演家、レコード製作者又は放送事業者に別に確保される保護を制限し又はそれを害するものと解してはならない。
- (2) レコードに実演が固定されている実演家が保護を享受することができる場合におけるその保護の範囲及びこのような保護を享受するための条件は、各締約国の国内法の定めるところによる。

- (3) いずれの締約国も、この条約がその締約国で効力を生ずる前に固定されたレコードにこの条約の規定を適用することを要しない。
- (4) 1971年10月29日現在において最初の固定の場所のみを基礎としてレコード製作者に保護を与えている締約国は、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告により、レコード製作者の国籍の基準の代わりに最初の固定の場所の基準を適用する旨を宣言することができる。

第8条〔国際事務局〕

- (1) 世界知的所有権機関国際事務局は、レコードの保護に関する情報を収集し、及び発行する。各締約国は、レコードの保護に関するすべての新しい法律及び公文書をすみやかに国際事務局に通知する。
- (2) 国際事務局は、いずれの締約国に対しても、その要請があったときは、この条約に関する事項について情報を提供し、また、この条約に規定する保護を促進するため研究を行ない、及び役務を提供する。
- (3) 国際事務局は、国際連合教育科学文化機関及び国際労働機関の所管に属する事項についてはこれらの機関と協力して、この条(1)及び(2)に定める任務を遂行する。

第9条〔寄託、批准等〕

- (1) この条約は、国際連合事務総長に寄託するものとし、国際連合の加盟国、国際連合と連携関係をもついずれかの専門機関の加盟国、国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国である国による署名のため、1972年4月30日まで開放しておく。
- (2) この条約は、署名国による批准又は受諾を要するものとし、また、この条(1)に掲げる国による加入のため開放しておく。
- (3) 批准書、受諾書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。
- (4) 各国は、この条約により拘束されることとなる時に、自国の国内法に従って、この条約の規定を適用することができる状態になっていなければならないものとする。

第10条〔留保〕

この条約には、いかなる留保も認めない。

第11条〔効力の発生〕

- (1) この条約は、5番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後3箇月で効力を生ずる。
- (2) 5番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、受諾し又はそれに加加入する各国については、この条約は、世界知的所有権機関事務局長が第13条(4)の規定に従ってその文書の寄託を各締約国に通報した日の後3箇月で効力を生ずる。

- (3) いずれの国も、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、自国が外交関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。この通告は、その受領の日の後3箇月で効力を生ずる。
- (4) もっとも、前項の規定は、いずれの場合も、締約国の一国が、他の締約国が前項の規定に基づいてこの条約を適用する領域の実状を承認し又は黙認することを意味するものと解することはできない。

第12条〔廃棄〕

- (1) いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通知書により、自国のため又は第11条(3)に定める領域の全部又は一部のために、この条約を廃棄することができる。
- (2) 廃棄は、国際連合事務総長が廃棄の通告を受領した日の後12箇月で効力を生ずる。

第13条〔署名、通告等〕

- (1) この条約の署名は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本書1通についてするものとし、これらの4本文は、ひとしく正文とする。
- (2) アラビア語、オランダ語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語による公定本文は、関係国政府と協議の後、世界知的所有権機関事務局長が作成する。
- (3) 国際連合事務総長は、世界知的所有権機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び国際労働機関事務局長に対し、次に掲げる事項を通告するものとする。
 - (a) この条約の署名
 - (b) 批准書、受諾書及び加入書の寄託
 - (c) この条約の効力発生の日
 - (d) 第11条(3)の規定に従って通告される宣言
 - (e) 廃棄通告の受領
- (4) 世界知的所有権機関事務局長は、第9条(1)に掲げる国に対し、前項の規定に従って受領した通告及び第7条(4)の規定に従って行なわれた宣言を通報するものとする。同事務局長は、また、このような宣言を国際連合教育科学文化機関事務局長及び国際労働機関事務局長に通告するものとする。
- (5) 国際連合事務総長は、第9条(1)に掲げるすべての国に対し、この条約の認証謄本2通を送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

1971年10月29日にパリで作成した。